## 第13回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和3年7月29日(木)午後2時00分~午後3時00分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第2常任委員会室
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第78号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第79号 非農地確認について
- 議 第80号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第23号 会長専決処分の報告
- 報告第24号 事務局長専決処分の報告
- 4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)
  - 1番 石倉 由美子(出) 2番 足立 裕子 (出) 3番 勝田 達雄 (出)
  - 4番 宮廻 彰夫 (出) 5番 渡部 文明 (出) 6番 吉岡 幸雄 (出)
  - 7番 角田 正紀 (出) 8番 古藤 一郎 (出) 9番 岸本 定朝 (出)
  - 10番 角 智則 (出) 11番 青砥 芳美 (欠) 12番 磯部 美津子(出)
  - 13番 吉岡 雅裕 (出) 14番 松本 喜次 (出) 15番 永江 りえ (出)
  - 16番 矢野 秀行 (出) 17番 冨士本 数彦(出) 18番 高橋 裕典 (出)
  - 19番 三島 進 (出)
- 5 事務局職員出席者

## 農業委員会

事務局長 大谷 敦夫 農地係副主任 高尾 祥和

農地係長 野津 慎一 農地係主任主事 山田 真之

農地係主幹 森田 稔

農地係主任 佐藤 努

## 6 会議内容

議 長

(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第13回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、11番委員から提出されています。委員定数19名のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番委員、8番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。それでは、議事にはいります。

議第76号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第76号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。 お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の 農地法第3条の許可申請は8件19筆で、所有権移転案件が7件18筆、使用貸借に よる権利設定が1件1筆です。

それでは17番の案件についてご説明いたします。申請は、大井町の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて18番の案件についてご説明いたします。申請は、東持田町の現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後はそばを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて19番の案件についてご説明いたします。申請は、上本庄町の畑4筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、管理機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて20番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の田5筆と、畑2筆、現況畑の田2筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、耕運機、乾燥機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて21番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町白石の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、運搬車、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事 務 局

つづいて22番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町西来待の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は水稲を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて23番の案件についてご説明いたします。申請は八束町遅江の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。つづいて24番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町江島の畑1筆を使用貸借による権利設定をされるものです。貸出人はご覧のとおりです。貸出理由は農業者年金受給のため、経営移譲をするものです。供受人はご覧のとおりです。借り

農業者年金受給のため、経営移譲をするものです。借受人はご覧のとおりです。借り受け理由は農業者年金受給のため、経営移譲を受けるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機、噴霧器、草刈機、洗浄機等の農業用機械を所有されております。借り受け後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないもの と認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

7 番 委 員

議長

議長

議 長

事 務 局

議

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局からの説明のとおり、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。 それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告に つきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第76号は原案のとおり許可する ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第76号は原案のとおり許可することに決します。次に議第77号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

それでは議第77号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の7ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。はじめに、4条10番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八東町二子の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農振除外済です。転用目的は、墓地です。転用面積は6.8㎡、所要面積も同様の6.8㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、墓地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

長 | それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

7 番 委 員 当該案件は墓地の案件であるため、現地調査を行っておりません。

議

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告に つきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

長

ないようでございますので、採決いたします。議第77号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第77号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

## (異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第77号は、原案のとおり許可することに決します。次に議第78号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第78号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の9ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。はじめに5条36番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和3年6月10日付けで農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は323㎡、所要面積も同様の323㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 3 7番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は東忌部町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的はコンテナ置場です。 転用面積は 558 ㎡、所要面積も同じく 558 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。 事業計画ですが、譲受人が販売用コンテナを保管するために申請地を使用するものです。 事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 3 8 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は八雲町西岩坂の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画域外です。農地区 分は、10ha 以上の連坦があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との 調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は 131 ㎡、所要面 積も 131 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、 駐車場として使用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおり です。

つづいて5条39番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。 転用場所は西尾町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は工事作業ヤード及び資材置場です。転用面積は2,448 ㎡、所要面積も同様の2,448 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●事業に伴う工事作業ヤード及び資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて5条40番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。 転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地 事 務 局

区分は、農用地区域です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は現場事務所及び駐車場です。許可該当条項は、施行令第4条第1項第1号で、一時転用に該当するものです。転用面積は1,176㎡の内170㎡、所要面積も170㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。一時転用の期間は令和4年4月30日です。事業計画ですが、●●●●工事を施工するにあたって現場事務所及び工事関係車両の駐車場とするものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 4 1 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。 転用場所は宍道町上来待の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は仮設道路です。許可該当条項は、施行令第 4 条第 1 項第 1 号で、一時転用に該当するものです。転用面積は 2,774 ㎡の内 768 ㎡、所要面積も同様の 768 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。一時転用の期間は令和 6 年 3 月 31 日です。事業計画ですが、●●●工事に伴う仮設道路として使用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて 5 条 4 2 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、300 m以内に市役所の支所があることから、第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 395 ㎡、所要面積は隣接する宅地、雑種地を合わせて 479.63 ㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅 1 棟、倉庫 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には 該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局からの説明のとおり、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。 それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告に つきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

41番の案件について、説明資料の地図において、西側に大きく、東側に小さく申請地が点在しているが、東側の小さい筆はどう利用する計画か伺う。

東側の農地は、工事の際の車両置場として利用する計画です。

わかりました。

ほかにございませんか。

37番の案件について、転用目的はコンテナ置場とのことだが、接続道路はあるのか、周辺が斜面になっているように見えるが安全面での問題はないか、周辺の住宅地と比較して高低差がどうなっているか伺う。

当該地周辺を運送会社の採石場として利用していた関係で、接続道路は存在しています。また、周囲の住宅地からは十分に距離が離れているため、安全面での問題もないと考えます。高低差については、周囲の住宅地と比較してもほぼ差がない状況です。 わかりました。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第78号のうち、島根 県農業会議からの意見聴取が不要である、番号38番以外の案件について採決いたし

(なしの声)

議 長 7 番 委 員

議奏員

1 5 番 委 員

事 務 局

1 5 番 委 員

議長

1 0 番 委 員

事 務 局

1 0 番 委 員

議 長

議 長

ます。議第78号のうち、番号38番以外の案件について、原案のとおり許可するこ 議 長 とにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

長 ご異議なしということですので、議第78号のうち、番号38番以外の案件につい 議 ては、原案のとおり許可することに決します。次に、議第78号のうち、島根県農業 会議からの意見聴取が必要となる、番号38番について採決いたします。議第78号 の番号38番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第78号の番号38番は、原案のとおり許可相 長 当であると確認することに決します。次に、議第79号「非農地確認について」を上 程します。事務局の説明をお願いします。

> それでは、議第79号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非 農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 1件5筆です。

> はじめに10番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、乃木福富町の市 街化区域、農用地区域外の畑5筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況につい てご説明します。申請地は、主要地方道松江木次線と山陰自動車道の交点から北西約 50メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、7月1 6日に申請者の立ち合いの下、乃木地区担当農地利用最適化推進委員と11番委員と 事務局で現地確認を行いました。現地は、県立松江農林高校の実習農場果樹園として 利用されていた県有地ですが、●●●●工事により土地の一部が買収されたため、平 成6年頃から耕作放棄地となり、現在は竹や雑木が繁茂し、周囲の山林と一体化して おり、今後農地としての再生は困難な状況です。

> 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的 な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供 される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

> 説明が終わりましたので、審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地確認委 員の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

> > (なしの声)

長 ないようでございますので、採決します。議第79号は原案のとおり確認すること にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第79号は原案のとおり確認することに決しま す。次に議第80号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。 事務局の説明をお願いします。

なお、議第80号の「所1番」は13番委員に関する案件ですので、先議させてい ただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていた だきたいと思います。

事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いす る案件があるとの説明がありました。ついては、議第80号の所1番の案件について、 先議したいと思います。農業委員会法第31条第1項の規定により、まず所1番につ いて、13番委員はこの議事の間、退室願います。

それでは、議第80号の所1番の案件について、事務局より説明願います。

6

議

事 務

議

長

長

長

議

議

事 務

議

事 務 局

それでは議第80号「松江市農用地利用集積計画の決定について」所1についてご説明をいたします。所1は、古江地区、田1筆の贈与による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により管理ができないためとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、贈与となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

長

ないようでございますので、採決いたします。議第80号の所1番の案件について、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第80号の所1番の案件については、原案のとおり決定することに決します。それでは、13番委員の除斥を解きます。

それでは、議第80号のうち、所1番の案件以外について、審議したいと思います。 事務局より説明願います。

事 務 局

つづいて所 2 は、八東地区、畑 3 筆の贈与による所有権移転です。譲渡人の方は、 労力不足により、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利 用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、贈与となります。

つづいて集積計画の相対契約についてご説明いたします。利 1、 2 は秋鹿地区の更新案件です。利 3 は生馬地区の新規案件です。利 4、 5 は朝酌地区の更新案件です。 利 6~ 9 は東出雲地区の案件で、利 9 は新規案件です。以上、今回の所有権移転の地目別面積は、田 503 ㎡、畑 1,204 ㎡、合計面積 1,707 ㎡となります。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 22,355 ㎡、畑 18,741 ㎡、合計面積 41,096 ㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。すべて機構転貸の案件となります。転1は古江地区、更新案件です。転2、3は生馬地区、更新案件です。転4は忌部地区、更新案件です。転5、6は宍道地区、更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田12,505㎡、畑0㎡、合計面積12,505㎡となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第80号のうち、所1番の案件以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第80号のうち、所1番の案件以外については、 原案のとおり決定することに決します。

次に、報告に入ります。報告第23号「会長専決処分の報告」報告第24号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

事 務 局

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

議 長

以上で議事を終了しましたので、第13回松江市農業委員会総会を閉会いたします。